

羽咋市・志賀町・宝達志水町

地域活動支援センター（相談支援事業所）

あらいび

障害者の方々の地域での活動をお手伝いします



社会福祉法人 四恩会

■地域活動支援センター・相談支援事業所とは

地域で生活する障害者の皆さんの日常生活の支援・日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより、障害者の皆さんの社会復帰と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする施設です。障害者自立支援法に定められた地域生活支援事業として、宝達志水町、羽咋市、志賀町から委託を受けて次の事業を行います。また、センター利用料は無料となります。

◆地域活動支援センター

創作的活動や生産活動と併せて、社会との交流の促進をはかり、皆さんの交流の場として利用していただきます。

センター利用料：無料

但し、以下の費用に関しては個人負担としていただきます。

送迎費・・・	ご自宅までの送迎（片道）
	0km～10km 150円
	10km～20km 300円
	20km～30km 450円
	30km以上 500円

ご自宅以外の送迎
月額3,000円
停留所
羽咋市・・・市役所前
志賀町・・・志賀町役場
宝達志水町・・・志雄庁舎

昼食代・・・大人400円／小学生以下（平日・土曜）300円・（日曜・祝日）350円

各種材料費・・・工作費など

＜サービス内容＞

- ・生産活動の機会の提供及び支援
- ・創作活動の機会の提供及び支援
- ・レクリエーション
- ・その他、支援に関すること

＜利用できる日＞

月 火 水 木 金

利用時間

午前9時～午後4時

（午後4時以降や日曜日は、生活介護事業、日中一時支援事業の支給でご利用できます。）

＜お休みの日＞

土 日 祝日

（但し12月29日から1月3日の期間はお休みとなります。）

※入浴は毎日ありますが、御自分で利用できる方となります。入浴料はかかりません。

ご利用にあたっては、登録が必要です。利用を希望される方や話だけでも聞きたい方はお気軽にご連絡下さい。

◆相談支援事業

専門的な相談支援などを関係機関と連絡をとりながら総合的に行います。一般的な相談についても「障害者相談支援事業」として行います。障害者の方、及びご家族等どなたでもご相談下さい。

相談料：無料

＜事業の内容＞

- サービス利用に関する情報提供
- 福祉サービスを利用するための支援
- 生活全般の相談
- サービス利用計画の作成など

＜利用時間＞

午前 9 時～午後 5 時

(但し 12 月 31 日から 1 月 3 日の期間はお休みとなります。)

午後 5 時以降は電話受付

◆その他の事業


■日中一時支援事業

障害者等を一時的に預かり、日中における活動の場を提供し、障害者の家族等の就労及び一時的な負担軽減を図ります。ご利用に際して、事前に申請が必要です。

負担額：原則としてサービスにかかる費用の 1 割

＜利用日＞

月 火 水 木 金 日

(但し、祝日と運営が「」で示す日曜日及び

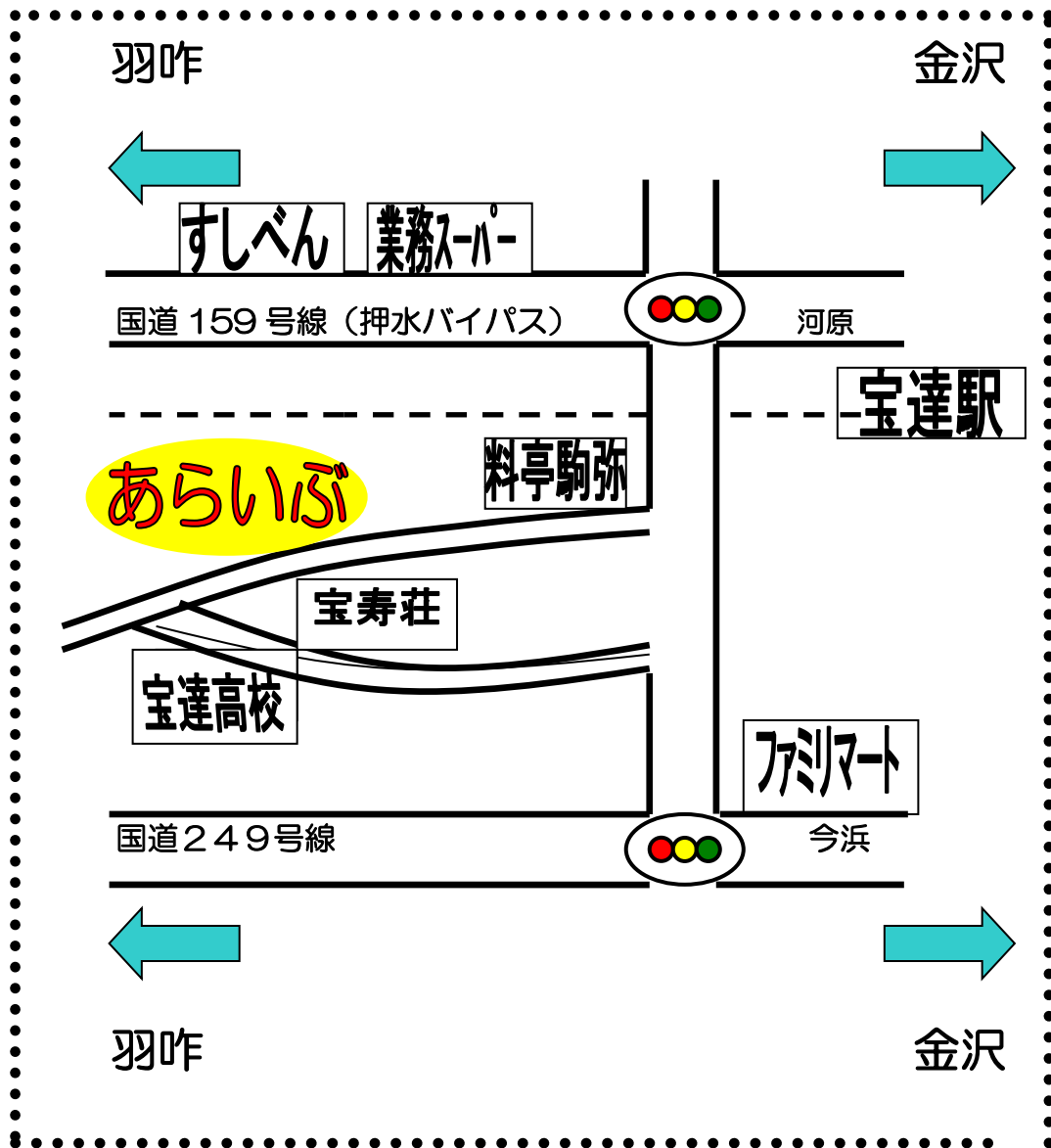
12 月 29 日から 1 月 3 日はお休みとなります。)

＜利用時間＞

午前 9 時～午後 7 時

(ご相談に応じます。)

◆地域活動支援センターあらいび地図



地域活動支援センターあらいび

〒929-1343

石川県羽咋郡宝達志水町小川貳7-1

(電話) 0767-28-8820

(Fax) 0767-28-8821

E-mail : alive@shionkai.or.jp

<http://www.shionkai.or.jp>